

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審査基準整理票

| | | | |
|--|---------------------------------|----------------------|---|
| 処分名 | 児童通所費等の受給者証の再発行 | | |
| 根拠法令名 | 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生労働省令第 11 号) | (条項) 第 18 条の 6 第 9 項 | |
| 基準法令名 | 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生労働省令第 11 号) | (条項) 第 18 条の 6 第 9 項 | |
| | 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について | | |
| 所管部署 | 福祉部 障害福祉課 障害福祉係 | | |
| 標準処理期間 | 5 日 | 法定処理期間 | 日 |
| <p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>児童通所費等の受給者証の再発行は、児童福祉法施行規則第 18 条の 6 第 9 項を基準とする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>第十八条の 6 第 9 項 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。</p> <p>【基準法令】</p> <p>上記のとおり</p> | | | |

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。